## 健診等内容表

区分		内容	
特定健康診査※	基本的な健診の項目	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)※1	
		自覚症状及び他覚症状の検査	
		身体計測	身長
			体重
			腹囲
			BMI
		血圧	収縮期血圧
			拡張期血圧
		血中脂質検査	中性脂肪
			HDLーコレステロール
			LDLーコレステロール
		肝機能検査	GOT
			GPT
			γ —GTP
		血糖検査※2	空腹時血糖
		(いずれかの項目の実施で可)	ヘモグロビン A 1 c
		尿検査※3	糖
			蛋白
	詳細な健診の 項目(医師の判 断による追加項 目)※4	貧血検査	赤血球数
			血色素量
			ヘマトクリット値
		12誘導心電図	
		眼底検査	
特定保健指	動機付け支援	実施形態等については別添1のとおり	
	積極的支援	初回時面接の形態	
		3ヶ月以上 実施ポイント数	
		の継続的な主な実施形態	実施形態等については別添2のとおり
		文援	
導		終了時評価の形態	
保険者独自の追加		追加健診項目なし	
健診項目		VENDINERS NEW O.C.	

- ※1 制度上質問票は必須ではないが、服薬歴や喫煙歴及び既往歴は把握する必要がある。実施機関が服薬歴等の把握において質問票を使用する場合には、当該機関にて質問票を準備する。
- ※2 血糖検査において、健診実施前に食事を摂取している等により空腹時血糖が測定できない場合はヘモグロビンAlcを測定すること。なお、ヘモクロビンAlcの表示値は、NGSP値で表示する。
- ※3 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする(この場合甲から乙に委託費用は支払われない)。
- ※4 詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)を実施する場合は、標準的な健診・保健指導プログラム(改訂版)の判定基準により行うものとし、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。
- ※5 特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第3条に基づく必要な情報を提供するものとする。また、当該結果通知を対面により実施する場合、受診した者と特定健康診査の実施後速やかに面談できない場合は郵送により実施するものとする。